

省力化補助金(一般型)第2回公募要領のポイント by 補助金獲得パートナーズ

※申請締切5月30日(申請支援お申込受付5月9日まで)

項目	内容
補助事業の目的	中小企業省力化投資補助事業（一般型）（以下「本事業」という。）は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。
基本要件	①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。
補助上限額	5人以下 750万円（1,000万円）6～20人 1,500万円（2,000万円）21～50人 3,000万円（4,000万円）51～100人 5,000万円（6,500万円）101人以上 8,000万円（1億円） （特例措置）大幅賃上げ特例（補助上限額を250～2,000万円上乘せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。） ①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準。上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模区分別の補助上限額との差額について補助金を返還。
補助率	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。補助金額1,500万円を超える部分は1/3。 （特例措置）最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）指定する一定期間において、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる月が3か月以上あること
実施期間	交付決定日から18か月以内（採択発表日から20か月以内）
対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
加点項目	有効な期間の事業継続力強化計画（連携型含む）の認定を取得した事業者・事業継続力強化計画 ( <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html</a> )

※ 加点項目は複数ありますが、採択率を上げるため事業継続力強化計画の認定申請は必ず願います。当法人では作成料金税抜き80,000円で承っています。■